

令和3年2月1日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

新型コロナウイルス感染症に係る医療費控除

医療費控除の対象になる医療費は次の①と②などとされています。

- ① 医師等による診療や治療のために支払った費用、
- ② 治療や療養に必要な医薬品の購入費用

(1) マスク購入費用の医療費控除の適用について

マスクについては、病気の感染予防を目的に着用するものであり、その購入費用は①②いずれの費用にも該当しないため、医療費控除の対象になりません。
※健康維持を目的とするビタミン剤の購入費用等病気の予防のための費用も医療費控除の対象になりません。

(2) PCR 検査費用の医療費控除の適用について

【医師等の判断により PCR 検査を受けた場合】

新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある方に対して行う PCR 検査など、医師等の判断により受けた PCR 検査の検査費用は、上記費用に該当するため、医療費控除の対象になります。ただし、医療費控除の対象となる金額は、自己負担部分に限りますので、公費負担により行われる部分の金額については、医療費控除の対象になりません。

【自己の判断により PCR 検査を受けた場合】

単に感染していないことを明らかにする目的で受ける PCR 検査など、自己の判断により受けた PCR 検査の検査費用は、①②のいずれの費用にも該当しないため、医療費控除の対象になりません。ただし、PCR検査の結果、陽性であることが判明し、引き続き治療を行った場合には、その検査は、治療に先立って行われる診察と同様に考えることができますので、その場合の検査費用については、医療費控除の対象になります。

(3) オンライン診療に係る諸費用の医療費控除の適用について

- ・オンライン診療料のうち、医師等による診療や治療のために支払った費用については、医療費控除の対象になります。
- ・医師等による診療や治療を受けるために支払ったオンラインシステム利用料については、オンライン診療に直接必要な費用に該当しますので、医療費控除の対象になります。
- ・処方された医薬品の購入費用が、治療や療養に必要な医薬品の購入費用に該当する場合は、医療費控除の対象になります。
- ・医薬品の送料については、治療又は療養に必要な医薬品の購入費用に該当しませんので、医療費控除の対象になりません。

(出典:国税庁 HP より)